

様式第七（第4条第7項関係）

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日

令和2年10月30日

2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称

オープンイノベーション推進1号投資事業有限責任組合

3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（変更前）東大 IPC 15 百万円

東京大学 25 億円（ファーストクローズ時点）

民間企業 特定新事業開拓支援投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針二(4)に基づく規模での出資

※ただし、東京大学からの出資に当たっては、文部科学省の認可が必要

（変更後）東大 IPC 15 百万円

東京大学 2,500 百万円（ファーストクローズ時点）

16,110 百万円（セカンドクローズ時点での増資額）

民間企業 特定新事業開拓支援投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針二(4)に基づく規模での出資

※ただし、東京大学からの出資に当たっては、文部科学省の認可が必要

4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

オープンイノベーション推進1号投資事業有限責任組合組成の日の翌日から起算して15年間とする。ただし、総有限責任組合員出資口数合計の3分の2以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合、最長で2年の延長を可能とする。